

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府高槻市真上町二丁目2番30号

氏名 株式会社 浜田

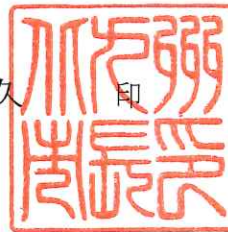
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

代表取締役 濱田 篤介



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 武内 和久



許可の年月日 令和 8年 2月 6日

許可の有効年月日 令和 13年 2月 5日

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
以上12種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
（水銀使用製品産業廃棄物を含み水銀含有ばいじんを除く。）

積替え又は保管を含む

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
以上12種類（石綿含有産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
（水銀使用製品産業廃棄物を含み水銀含有ばいじんを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

所在地: 北九州市若松区南二島二丁目1623番21

面積: 55.37平方メートル

産業廃棄物の種類: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、 以上12種類

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 8年 2月 6日 新規許可

5. 積替え許可の有無

記載なし

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。